

河川工事で伐採した樹木の採取希望者を募集します！

～ 河川法第25条を適用した公募型樹木伐採の試行 ～

概要

木曾川上流河川事務所管内の河道内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省 木曾川上流河川事務所では、これらの対策として順次河道内の樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら伐採した樹木の処分には相当の費用を要することから、治水上等の問題を解消しつつ、コスト縮減と木材資源の有効活用を図るため、河道内の樹木を採取することを希望する事業者(企業・団体)を公募し、河川法第25条の採取の許可による河道内の樹木伐採の取り組みを試行いたします。

公募に関しては、別添の公募文をご覧ください。

応募いただいた申請者については当事務所にて審査及び選定を行い、選定された申請者は、河川法第25条に基づく採取許可申請手続を行っていただきます。

1. 公募期間 令和元年10月9日(水)～10月24日(木)
2. 採取時期 令和元年12月～令和2年3月(※時期については予定です)
3. 採取場所 木曾川上流河川事務所管内
4. 添付資料 公募文(その他資料については下記URLを参照下さい。)
<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/journalist/newspaper/2019/1009/>
5. 解 禁 指定なし
6. 配 布 先 岐阜県政記者クラブ
7. 問合せ先 木曾川上流河川事務所 管理課
〒500-8801 岐阜市忠節町5-1
TEL:058-251-1325 FAX:058-251-6581
副所長 永田 基 管理課長 内田 雅之

